

広島県議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

広島県議会基本条例の一部を改正する条例

広島県議会基本条例（平成二十二年広島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条第一項中「調査研究並びに広聴及び広報」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、同条第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。